

令和8年4月1日から改定される道路占用料について

多賀城市の道路を占用する場合の使用料が令和8年4月1日以降の使用分から改定となります。

【道路を占用する場合の使用料】(単位:円)

占用物件		占用料				
		単位	改定前	改定後		
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	800	940		
	第2種電柱		1,200	1,400		
	第3種電柱		1,700	2,000		
	第1種電話柱		710	840		
	第2種電話柱		1,100	1,300		
	第3種電話柱		1,600	1,800		
	その他の柱類		71	84		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7	8	
	地下に設ける電線その他の線類			4	5	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	820	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	430	500	
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	1,700	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600	710	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,800	5,400	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,700	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30	35		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43	50		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64	76		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86	100		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130	150		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170	200		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300	350		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430	500		
外径が1メートル以上のもの	860	1,000				
道路法32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	5
		その他のもの	その他のもの		14	17
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,100	1,300	
		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	710	840	
		地下に設けるもの		430	500	
その他のもの			1,400	1,700		
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,700	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A × 0.004	A × 0.004	
		階数が2のもの		A × 0.006	A × 0.006	
		階数が3以上のもの		A × 0.007	A × 0.008	
	上空に設ける通路	2,400		2,700		
	地下に設ける通路	1,500		1,600		
その他のもの			1,400	1,700		
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	48	54		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	480	540		

令和8年4月1日から改定される道路占用料について

占用物件			占用料		
			単位	改定前	改定後
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480	540
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4800	5,400
	標識		1本につき1年	1100	1,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48	54
		その他のもの	1本につき1月	480	540
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48	54
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480	540
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4800	5,400
		その他のもの		2400	2,700
	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	480
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				140	170
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.012$	$A \times 0.015$	
	その他のもの		$A \times 0.009$	$A \times 0.011$	
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.022$	$A \times 0.024$	
	その他のもの		$A \times 0.009$	$A \times 0.011$	
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.012$	$A \times 0.015$	
	上空に設けるもの		$A \times 0.022$	$A \times 0.024$	
	その他のもの		$A \times 0.031$	$A \times 0.034$	
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.025$	$A \times 0.026$

※Aは近傍類似の土地の時価となります。

問い合わせ先: 多賀城市都市産業部都市整備課
電話: 022-365-4194